

## Anti-Corruption Policy Guide（不正腐敗防止ポリシーガイド） 作成・配布のお知らせ

外務省及び JICA は、ODA 事業における不正腐敗防止のために、関係する業界団体等と協力し、不正腐敗情報に係る相談窓口の強化や企業のコンプライアンス強化のための方策を行っています。その一環として、この度 ODA 事業にご協力いただいている皆様に広く外務省及び JICA の取り組みをご理解いただき、また、不正な要求を受けた場合等に提示するための携行用カードとして、「Anti-Corruption Policy Guide（不正腐敗防止ポリシーガイド）」を作成しましたので、お知らせ致します。

不正腐敗防止ポリシーガイドをお受け取りになった皆様におかれましては、外務省・JICA の不正腐敗防止への取り組みにご協力くださいますよう、心よりお願い申し上げます。

### 1. 利用方法

- (1) 記載内容をご一読の上、外務省及び JICA の不正腐敗防止への取り組みをご理解ください。
- (2) 海外での ODA 事業に係る業務の際に、不正腐敗防止ポリシーガイドを携行してください。
- (3) 必要に応じ、相手国政府・実施機関等、事業関係者に外務省及び JICA の不正腐敗の取り組みを説明してください。
- (4) 万が一不正な要求を受けた場合等は、不正腐敗防止ポリシーガイドを提示し、外務省及び JICA の取り組みを説明した上で、要求を断ってください。（また、外務省及び JICA の不正腐敗情報相談窓口※もご活用ください。）

### 2. 配布対象者

- ・ 相手国政府・実施機関の関係者
- ・ JICA と契約し、海外での業務に従事する方  
（例：長期専門家、業務実施契約コンサルタント、民間連携事業従事者等）
- ・ 相手国政府・実施機関と契約し、同国での業務に従事する方  
（例：有償・無償資金協力事業のコンサルタント、コントラクター等）

※対象者が法人等の場合、中心的な業務従事者数名分の枚数を配布します。

※不正腐敗防止ポリシーガイドの電子データは外務省及び JICA ウェブサイトからもダウンロードできます。（複製可）

※上記以外の方でも、ODA 事業に参加する方で不正腐敗防止ポリシーガイドの配布をご希望の方はご相談ください。

### 3. お問い合わせ先

JICA 総務部法務課 TEL：03-5226-9320 / E-Mail：gatla@jica.go.jp

以上

※（外務省）<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/fusei/>  
（JICA）<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/index.php>